



～認めて！避難の権利 守ろう！子供の未来～

3月1日(金)は原発賠償京都訴訟控訴審の第21回口頭弁論期日です。

司法に正義を！裁判官に勇気を！ 大阪高裁一周の風船パレードに参加しよう！

◆3月1日(金)は大阪高裁へ◆

スケジュール(予定)

- 12:30 集合・アピール集会開始
- 13:15 裁判所一周パレード出発
- 13:45～55 傍聴抽選券配布(予定)* 抽選がない場合は先着順となります。
- 14:30 第21回口頭弁論期日開廷(本館・202号法廷)
* 抽選に外れた方は裁判所周辺のスタンディングアピールにご参加ください。
- 15:30頃 期日報告集会
(大阪市中央公会堂・小集会室)
- 17:00 終了(予定)

* 報告集会はオンラインでも参加できます。

<https://us02web.zoom.us/j/86830161824?pwd=NW5FOFVhMXlyQXINUkk1M25iZzJvQT09>

ミーティングID: 868 3016 1824

パスコード: 332091

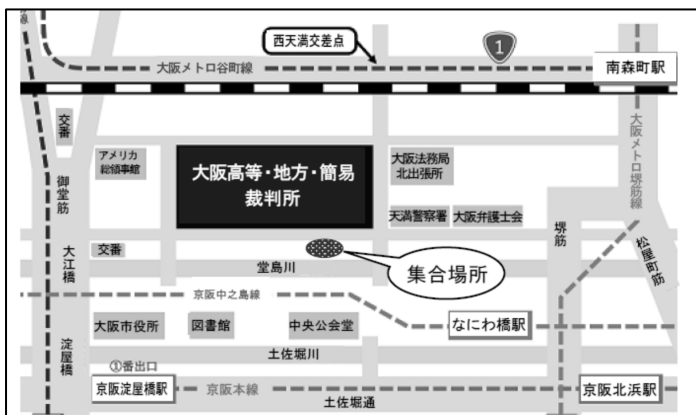
※昼食時間がとれません。

早めに昼食を取るか、軽食持参でご参加ください。



結審日確定！⇒5月22日(水)も大阪高裁へ！

第2次公正判決署名にご協力ください！



昨年暮れから新年にかけて、11月22日の名古屋高裁判決(だまっちゃおれん愛知岐阜訴訟)、12月22日東京高裁判決(千葉2陣訴訟)、同26日東京高裁判決(東京訴訟)、1月17日の仙台高裁判決(山形訴訟)、同26日東京高裁判決(かながわ訴訟)と原発賠償訴訟に関する5つの高裁判決が出ましたが、いずれも6・17最高裁不当判決(多数意見)のコピペと言えるような、「国に責任なし」の追従判決でした。この一連の流れは司法が正常に機能していないことを示しており、6・17不当判決を覆すことは原告(避難者)のみならず、日本の民主主義にとっても喫緊の課題であると言えます。

京都訴訟は、昨年12月12日の第20回期日に原告本人尋問を終え、次々回の5月22日に結審することが決まりました。大阪高裁が6・17最高裁不当判決(多数意見)に追従するのを許さないために、次回期日(3月1日)には替え歌を歌いながら、裁判所を一周する春(勝利)を呼ぶ200人風船パレードを予定しています。また傍聴席数をはるかに超える参加者を結集したいと考えていますので、3月1日にはぜひ大阪高裁にお集まりくださるようお願い致します。



〈お問い合わせ〉

弁護団事務局：田辺法律事務所
住所：〒604-0804
京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町120
電話：075-211-5631
<http://hisaishashien-kyoto.org/>

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
住所：〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1
コーポ桃山105号 市民測定所気付
電話：090-8232-1664 (事務局 奥森)
http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



—あなたの参加が裁判を動かし、国を動かします!—